講演奨励賞規程

- 1. 本規程は公益社団法人応用物理学会が若手会員に対して行う表彰に関して定めたものである.
- 2. 本表彰は、本会の春秋講演会に於いて、応用物理学の発展に貢献しうる優秀な一般講演 論文を発表した若手会員に対し「講演奨励賞」を授与し、その功績を称えることを目的 とする.
- 3. 表彰対象は本会の春秋講演会で、応用物理学の発展に貢献しうる優秀な一般講演論文 (ポスターセッション論文を含む)を発表した本会会員であり、かつ本講演奨励賞を未 だ受賞していない者であって、以下の資格を有する者とする.
 - (1) 発表年月日以降の4月1日時点で満33才以下の者
 - (2) 論文の筆頭著者であること
 - (3) 登録された登壇者であり、かつ実際に登壇した者
 - (4) 講演申し込み時に、講演奨励賞を申請(ただし各回1人1件に限る)した者
 - (5) 表彰時に本会会員であること
- 4. 論文発表者で、会員外(分科会A会員、相互協定を締結した学協会の会員、および非会員)の者は表彰対象としない.
- 5. 受賞者は半年後の本会の春秋講演会に於いて表彰すると共に、表彰対象者の一覧表を 掲示する.
- 6. 受賞者には会長名の賞状を授与し、記念品を贈呈する.
- 7. 表彰は表彰式時点における公益社団法人応用物理学会会長名により行う.
- 8. 講演会企画運営委員会は春秋講演会に於いて、表彰の対象となる論文を一般投稿件数の1%以内を限度として選び、推薦理由を付して理事会に推薦する.
- 9. 理事会は講演会企画運営委員会の結果を審議し、受賞者を決定する.
- 10. 理事会は受賞者決定後速やかに該当者に通知し、かつ会誌に公示する.
- 付 則 1. この規程は1996年2月23日理事会にて決定.
 - 2. この規程は1996年4月1日より施行する.
 - 3. 2000年11月20日理事会一部変更
 - 4. 2014年7月11日理事会一部改正